

# 令和7年度交通死亡事故抑止活動活性化事業【広告代理店等】委託業務仕様書

## 1 件名 令和7年度交通死亡事故抑止活動活性化事業【広告代理店等】委託業務

## 2 趣旨

令和6年中の県内の交通事故死者数は、令和5年よりも2人減少し31人となり、4年連続で減少しているものの、人口10万人あたりでは全国ワースト11位と、依然として厳しい状況が続いている。

悲惨な交通死亡事故をゼロに近づけていくためには、県内の交通死亡事故の特徴を踏まえた効果的な啓発を県内全域に展開し、県民の交通安全意識の高揚を図っていく必要がある。このため、最新の交通死亡事故の特徴や調査結果等を踏まえた広報啓発動画、音源等を作成し、WEB・SNS広告、ラジオ等の広報媒体と連携した交通安全に関する周知啓発を行おうとするものである。

## 3 啓発項目

- (1) 項目1：「自転車の安全利用と交通ルールの遵守」
- (2) 項目2：「横断歩道は歩行者絶対優先」
- (3) 項目3：「交差点等での事故防止」

## 4 委託事業の内容

### (1) 必須要件

#### ア キャッチコピーの制作

悲惨な交通事故により、毎年多くの尊い命が失われている厳しい現状と危機感を印象づけ、県民の関心を引き出し、交通事故防止を自分事として捉えることのできる、心に深く響く印象的なキャッチコピー1案を提案する。

#### イ 啓発動画の制作

本事業の啓発項目に合わせた啓発動画（以下、「啓発動画」という。）を下記のとおり制作するものとする。

- ①本事業終了後も複数年にわたり、県又は市町、関係機関等のHPやデジタルサイネージ等、多様な媒体で放映することを前提とした汎用性が高いもの。
- ②音声・BGMが無くても映像だけで内容が伝わるもの。字幕版を別途制作することも可とする。
- ③啓発項目1つにつき1本、合計3本とし、1本あたり15秒又は30秒のもの。
- ④成果物の公表に際しての著作権表示については、「制作著作 香川県」と表記するもの。

#### ウ 啓発音源の制作

本事業の啓発項目に合わせた啓発音源（以下、「啓発音源」という。）を下記のとおり制作するものとする。

- ①本事業終了後も複数年にわたり、県又は市町、関係機関等のHPやラジオ放送等、多様な媒体で放送することを前提とした汎用性が高いもの。
- ②啓発項目1つにつき1本、合計3本とし、1本あたり20秒のもの。

#### エ WEB・SNS 広告

啓発動画を用いた効果的な広告を令和7年7月から開始し、年間（令和7年7月～2月）を通した効果的な広報を提案すること。

なお、提案のあった広告において、具体的に使用する啓発動画については、時期等を踏まえ、県と協議の上、決めることとする。

#### オ ラジオを用いた広報

啓発音源を用いた効果的な広報を令和7年7月から開始し、スポットCMやレギュラー放送、ポッドキャスト等の形式は問わないが、年間（令和7年7月～2月）を通した効果的な放送スケジュールを提案すること。

なお、提案のあった広報において、具体的に使用する啓発音源については、時期等を踏まえ、県と協議の上、決めることとする。

#### (2) 任意要件

雑誌広告、デジタルサイネージ等を活用した広報を提案すること。

### 5 委託金額

1事業728万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 事業実施期間

契約の日から令和8年2月28日（土）までの間とする。

### 7 委託契約の締結

- (1) 委託先に決定した事業者（以下「受託者」という。）と県との間で委託契約を締結するが、その前に、受託者の提案をもとに県と打合せを行う。その際、協議の上で提案内容を一部変更する場合がある。
- (2) 契約手続きは、香川県会計規則の規定に基づき行う。
- (3) 委託料の支払いは、完了払いとする。
- (4) 受託者は、県の承認を得ずにその業務を他者に再委託することはできない。
- (5) 契約締結後に、応募時に提出した誓約書に違反していた事実が判明した場合、契約を解除することがある。
- (6) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。

### 8 事業報告

- (1) 業務成果報告として提出するものは、次のとおりとする。

ア 啓発動画のmp4データ

イ 啓発音源のmp3データ

ウ WEB・SNS 広告に係る広告配信レポート（広告について、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価を示したもの）

エ ラジオ放送の利用に係る、各放送局発行の放送確認書（放送日、放送時刻、放送内容を記載したもの）及びその放送内容を録音した mp3 データ及びマスターCD

オ その他、県が指示するもの。

- (2) 県は、必要と認める場合、事業実施期間中に途中経過の報告を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問するなど必要な調査を行うことができる。

## 9 その他

- (1) 受託者は、交通死亡事故が多発するなど緊急の啓発の必要が生じた場合に、県から広報する内容や時期の変更を指示された場合には、それに対応すること。
- (2) 受託者は、本業務に基づく企画及び成果物（以下「成果物等」という。）についての全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を県に無償で譲渡するものとし、以後、県と県の指定する第三者に対しては著作者人格権を主張しないものとする。また、啓発動画及び啓発音源を含む全ての成果物等の使用については、今年度に限定されないものとする。
- (3) 成果物等の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ著作権者の承諾を得たうえで、当該成果物等を県に引き渡し、権利侵害等の紛争が生じたときは、受託者の責任と負担において一切を処理するものとする。契約期間後においても同様とする。
- (4) 受託者は、成果物等の全てをあらゆる広報媒体等に掲出・掲載することができるよう、出演者に係る肖像権等について、使用期限・方法や掲載媒体等の制限を定めないう必要な調整をすること。
- (5) 受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩したり、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、この契約による業務を実施するため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 具体的な成果物等の納期については、別途協議し、定めるものとする。
- (8) 不明な点が生じた場合は、その都度協議して決定する。

## ○参考資料

（啓発項目に関する補足）

- (1) 自転車の安全利用と交通ルールの遵守

令和 6 年の全事故死者 31 人のうち、自転車乗車時における事故死者は 8 人であり、人口 10 万人当たりで見ると、全国上位が継続している。

## ① 乗車用ヘルメットの着用

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっている。令和6年7月に警察庁が実施した全国調査において、香川県における乗車用ヘルメットの着用率は8.5%であり、全国平均17.0%を下回り、全国ワースト6位という結果であった。

また、令和6年の自転車乗車時における事故死者8人のうち、7の方がヘルメット非着用であった。

これらを踏まえ、年齢を問わず、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用の徹底に向けた広報啓発を行う。

## ② 自転車利用における交通ルールの遵守

自転車利用者は、道路交通法等に定められた交通ルールを遵守し、交通事故を防止するよう努めなければならない。

○「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

また、令和6年11月1日施行の道路交通法改正により、スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となった。

同時に、自転車の酒気帯び運転や、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備された。

これらを踏まえ、自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や、ながらスマホや酒気帯び運転の禁止に関する広報啓発を行う。

## (2) 横断歩道は歩行者絶対優先

### ① ドライバーの遵守事項

信号機のない横断歩道を歩行者が横断しようとしている時、車は一時停止して歩行者を優先しなければならないというルールがある。（「道路交通法第38条第1項」）

しかし、令和6年8月にJAFが実施した、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査において、香川県の一時停止率は41.9%と令和5年の39.1%から上昇したものの、依然として全国平均（53.0%）を下回り、全国ワースト12位という結果であった。

これらを踏まえ、ドライバーに対し、横断歩道での歩行者優先を徹底させ、横断歩道手前での減速と一時停止が確実に実践されるような広報啓発を行う。

### ② 歩行者の遵守事項

歩行者は、横断歩道付近では、道路を横断する際にその横断歩道を渡らなけれ

ばならないというルールがある。（「道路交通法第12条第1項」）

また、令和6年の車両と歩行者の衝突による交通事故死者10人のうち、横断中の者は7人いる。

これらを踏まえ、歩行者に対し、横断歩道の利用はもちろん、道路を横断するときは周囲・左右の安全を確認し、手を上げるなどの横断する意思表示をすること、また、横断中も油断しないなど、適切な横断歩道の利用が実践されるような広報啓発を行う。

### (3) 交差点等での事故防止

令和6年の交差点（付近を含む）における事故死者は18人であり、全事故死者31人の58.1%を占める。ドライバーが車両を安全に運転するための基本となる「安全運転5則」においても、「交差点では必ず安全を確かめる」が掲げられているが、一時停止の遵守や前方と左右の安全確認の徹底、危険性の予測等が実践されるような広報啓発を行う。